

平 成 26 年 3 月 20 日

株式会社バロー

代表取締役 田代 正美 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成25年8月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）バロー下鳥羽店

京都市伏見区下鳥羽澱女町102番ほか

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

隔地駐車場から退店する車両について、伏見西部第二緯7号線から国道1号に左折流入する場合は信号がないことから、必要に応じて駐車場を右折出庫させて計画地北西角の交差点へ誘導するなど、状況に応じた柔軟な対応をすることが望まれるとともに、隔地駐車場と計画店舗の間を横断する歩行者と、来退店車両の交錯が生じないよう交通整理員を配置するなど安全確保のための配慮が求められます。

また、早朝の荷さばきに関して、静穏に作業するよう徹底することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の準工業地域に位置している。

周辺の状況は、北側は道路を隔てて店舗及び工場、西側は店舗、南側は事業所、東側は工場、事業所及び店舗が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、駐車場、夜間の防犯対策、取扱商品等についての質問が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

（1）駐車場及び来退店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針の算式に基づいて算出した台数以上である56台を確保する計画となっており、法の趣旨からは適正であると言える。

隔地駐車場から退店する車両について、伏見西部第二緯7号線から国道1号に左折流入する場合は信号がないことから、必要に応じて駐車場を右折出庫させて計画地北西角の交差点へ誘導するなど、状況に応じた柔軟な対応をすることが望まれる。

また、隔地駐車場と計画店舗の間を横断する歩行者と、来退店車両の交錯が生じないよう交通整理員を配置するなど安全確保のための配慮が求められる。

（2）駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数以上である102台を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考える。

（3）荷さばき施設について

施設配置、運営計画等について配慮されているが、とりわけ早朝の荷さばきに関して、静穏に作業するよう徹底することが望まれる。

（4）騒音について

昼間及び夜間の等価騒音レベルの予測は基準値を下回っており、夜間における騒音の最大値についても基準値を下回っていたことから周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（5）廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路及びリサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（6）防災、防犯対策への協力及び街並みづくりへの配慮等について

防災対策への協力については、防災協定等の締結及び、地方公共団体等から要請が

あった場合協力する旨の意思表示がなされている。

また、防犯及び青少年の非行防止のために、夜の遅い時間まで青少年が滞在する場合は従業員から声掛けを行うほか、必要に応じ所轄警察と連携して防犯、非行防止に努める旨を表明している。

以上により、周辺の地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。